

## 議案第 2 号

あきる野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 21 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市職員の育児休業等に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条の見出しを「（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

（1） 育児休業の承認が、産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（2） 育児休業の承認が、第 5 条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第3条第4号を同条第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第8条中「を承認されている」を「又は同条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 この条例による改正後のあきる野市職員の育児休業等に関する条例第2条の2に規定する職員による育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。